

被保険者 さま

全農健康保険組合（給付担当）
〒112-0002
東京都文京区小石川1-1-1
TEL:03-6811-0460 FAX:03-6811-0461
e-mail: kenpo@zk.zennoh.or.jp

書類送付のご案内

日ごろ、当組合の事業運営にご協力をいただきお礼申し上げます。
この度の事故につきまして、心からお見舞い申し上げます。

健康保険を使用される場合は、下記の書類を提出くださるようお願いいたします。
この届出書類を元に健康保険組合が支払った費用を相手方が加入している自賠責保険
または任意保険等に請求させていただきますので、ご協力をお願いします。

【記入等していただく書類】

- ① 負傷原因届
- ② 第三者による傷害届（様式-1）
- ③ 事故発生状況報告書（様式-2）
- ④ 同意書（様式-3）
- ⑤ 誓約書 …… 相手方が記入するもの
※相手方が※1自賠責保険のみで任意保険に加入されていない場合、相手方へご依頼ください。
※相手方からご協力を得られない場合は、ご相談ください。

【入手していただく書類】

- ⑥ 事故証明書
※自動車安全運転センターにて原本を発行または、保険会社による原本証明をしたもの
※右下に記載されてる照合記録簿の種別が「人身事故」であることを確認してください。
照合記録簿の種別が「物件事故」の場合は、「人身事故証明書入手不能証明書」を任意保険等か
らお取り寄せください。
- ⑦ 診断書
※医療機関にて発行されたものの原本、または保険会社による原本証明をしたもの
- ⑧ 相手がいる場合は、相手方の損保会社(自賠責・任意)担当者の名刺等のコピー

【注意点】

- ・ 示談済(すでに加害者から治療費を受け取っている)の場合は、健康保険を使うことはできません
- ・ 自動車だけでなく、自転車やバイクなどの事故も必ず届出ください
- ・ 自損事故などは、第三者行為によるものではありませんが、届出が必要です
- ・ 事故の届出をしないまま健康保険を使用して医療機関にかかった場合は、健康保険組合が支払った医療費を返還していただくことがあります

【健康保険が使えないこと】

- ・ **労災対象(業務上・通勤途上)の事故** 事業所に連絡し手続きください。労災の補償対象となると、療養の費用の自己負担がなく、休業中の手当も健康保険より手厚い補償が受けられます。
- ・ **犯罪行為や故意の事故**
- ・ **飲酒運転などの法令違反の事故**
- ・ **闘争(けんか)、泥酔などの行為が原因の負傷は、給付制限されることがあります**

第三者行為とは

第三者行為とは、相手のいる事故・ケガを受けたとき、その行為を第三者といいます。第三者行為の例としては、交通事故のほか、暴力、近隣の家で飼っている、イヌ・ネコなどにかまれた等があります。

第三者によって受けた事故・けが等の治療費は、**本来、加害者が負担するのが原則**です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使用して治療を受けることができますが、健康保険を使用すると、加害者が支払うべき治療費(7割～8割)を健康保険組合が一時立替えて支払うことになります。

治療を受けたいときは事前に当健保組合の承諾を受けたいので、「第三者行為による傷害届」等の書類を提出いただき、当健康保険は後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求するための手続きをします。(※2 健康保険法 第57条)

当事者からの連絡がなく、病院から届く診療報酬明細書(レセプト)により確認する場合もあります。当健保組合は、事業所の担当者へ問合せをし、当事者の被保険者に確認(第三者か否か)していただきます。「**負傷原因届**」を依頼)

※仕事中や通勤途上の事故は、労災保険の対象となりますので、ご注意ください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ① 警察へ届ける | ・警察の立会いで現場状況が確認され、実況見分調査として記録されます。また、相手方(加害者)の <u>自賠責保険への損害賠償請求の際には事故証明書の添付が義務付け</u> られています。 |
| ② 相手方(加害者)確認 | ・賠償責任先をはっきりとさせるため、相手方(加害者)の運転免許証、ナンバープレート、自賠責保険等の確認をしてください。 |
| ③ 医師の診断を受ける | ・事故から数日経って具合が悪くなるような後遺症がでた場合、因果関係を立証できないケースがあるので、軽いケガでも、当日必ず医師の診断を受けてください。 <u>診断書は人身事故証明書を発行してもらうために必要</u> です。また相手方(加害者)の自賠責保険への損害賠償請求の際には、人身事故証明書が必要となります。 |
| ④ 健康保険で治療する場合は健保へ連絡 | ・第三者による傷害届等の届出をもとに、健保組合が支払った費用(7割～8割)を相手方(加害者)の加入している自賠責保険または相手方(加害者)に後日請求します。
届出はできるだけ、速やかにお願います。 |
| ⑤ 治療終了や症状固定と診断された場合や相手方と示談する時は健保へ連絡 | ・自動車事故には、後遺症の危険があります。 <u>保険会社から症状固定打診された場合は、損害賠償請求が終了したとみなされる</u> ことがあるので、示談等は慎重にしましょう。 <u>健康保険組合へ連絡</u> ください。 |

※1 自賠責保険

正式には「自動車損害賠償責任保険」と言い、法律で加入が義務付けられている強制保険です。対象はすべての自動車・バイク(原付)です。

交通事故が起こった場合の被害者の救済を目的としている保険で、この自賠責保険から最低限の補償を受けられます。

- 自動車(バイク)による人身事故の損害に限られます。
- 法律によって支払基準が定められ、被害者1名につき支払われる限度額が決められています。(死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円)
- 「被害者請求」という制度により、被害者は相手の保険会社へ直接請求できます。
- 「仮渡金」という制度により、損害金が確定するまで保険金が入ってこないと当面の治療費に困る場合は、賠償額の一部を保険会社に請求できます。
- 「過失相殺」の制度は、被害者保護の観点から、過失相殺が制限され、被害者に過失がある場合でも「重大な過失による減額」として減額が行われます

※2 健康保険法 第57条

1. 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において保険給付をおこなったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次項第一項において同じ)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。事項において同じ)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
2. 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者はその価格の限度において、保険給付をおこなう責めを免れる。